

基本方針

少子・高齢社会の急速な進展や核家族化等に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加しています。また、家族機能の低下や近所づきあいの希薄化などにより、生活困窮、消費者被害など地域からの孤立を起因とする様々な福祉課題・生活課題が大変深刻化しています。

このような中、国の介護保険制度改正が行われ、本年4月から笠間市社会福祉協議会では、実施事業の一部が「笠間市介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業）に移行します。

この事業は、笠間市が中心となり、地域の実情にあわせて住民等多様な主体が参画し様々なサービスを充実することにより地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に効果的かつ効率的な支援を行うことを目的としています。

これは、本会が実施している支部地区社協活動やボランティア活動等の目指している「支え合いの地域づくり」と合致するものであり、これを契機としてより一層の地域に根ざしたまちづくりを推進してまいります。

また、「誰もが安心して暮らせる地域社会」をめざし、平成27年度に策定した「第2次笠間市地域福祉活動計画」をもとに関係機関や地域住民・団体の皆様方と協議しながら、更なる充実にもむけ積極的に推進します。

さらに、社会福祉法人制度改革による経営体制の充実と新たな制度のもとでの円滑な運営に努めてまいります。

重点項目

1) 地域福祉活動を推進します

「介護予防・日常生活支援総合事業」に本格的に取り組む年と位置付け、支部地区社協をはじめ各種団体・機関との連携と協働により、地域で支え合う体制づくりを更に推進します。

また、支部地区社協未設置地域への設置促進やサロン等事業の啓発と事業支援を行います。

さらに、「第2次笠間市地域福祉活動計画」が中間年となり、進行管理や見直しを行います。

2) ボランティア活動を推進します

若年層及び定年退職者が、ボランティア活動に興味・関心をもつ契機となる各種講座の開催やあらゆる世代へのボランティア・市民活動に対する意識啓発を行い、多様なニーズに対応できるボランティアの育成・強化を図り、地域での支援活動を更に推進します。

3) 在宅生活の自立支援を推進します

「笠間市介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に伴い、介護保険事業、在宅福祉サービス事業の一部やいきいきふれあい通所事業が総合事業に移行するため、利用者に対して円滑にサービスを提供します。また、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉・保健・医療が連携・協働して在宅福祉の増進に努めます。

4) 社協体制の強化を図ります

社会福祉法人制度改革に対応した組織体制をつくとともに、実施事業や広報啓発活動により多くの市民の方々の理解・協力を得て、自主財源である会員会費、共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)等の確保に努めます。

事業実施計画

1. 法人運営

(1) 法人運営事業

役員会等の開催

- ・役員改選(社会福祉法人制度改革に基づく)
- ・理事会・評議員会の開催及び監査の実施
- ・正副会長会議の開催

部会、委員会等の開催

- ・広報委員会等の開催

社協会員(一般・特別・法人)の加入促進

- ・社協活動及び会員制度への理解と協力

善意銀行事業の推進

- ・寄付者の意思に基づいた活用
- ・預託金の有効活用

連絡調整及び支援協力の充実

- ・新規または実施事業に伴う関係官庁、団体、施設等との連絡調整
- ・県社協、県内市町村社協、支部地区社協等との連絡調整

各種会議、研修会の実施及び参加

- ・役職員等対象研修会等への参加
- ・職員の資質向上のために研修体制を充実
- ・福祉サービスに関する苦情への適切な対応

指定管理業務等の適正管理

ア) 地域福祉センター事業(友部社会福祉会館)の経営

- ・適切な管理運営と施設の有効活用

イ) 福祉センターいわま事業の経営

- ・適切な管理運営と施設の有効活用

ウ) 障害者福祉センターの経営(就労継続支援B型事業)

- ・就労に必要な知識及び能力の向上を目的とした訓練と支援
主たる事業所：障害者福祉センターともべ「たけのこ」
従たる事業所：障害者福祉センターいわま「あおぞら」

事務局体制の充実・強化

- ・市民サービスの向上を図るため、事務局体制の充実と連携を強化し
市民から信頼される社協運営

福祉人材育成

- ・社会福祉士等養成のための相談援助実習生の受入れ
- ・受入に伴う実習プログラムの充実

2. 地域福祉活動推進部門

(1) 地域福祉活動の推進

小地域福祉活動の推進

- ・29支部地区社協の育成及び支援
- ・支部地区社協運営連絡会との連携強化
- ・支部地区社協連絡会主催の「支部地区社協活動研究集会」の開催
- ・支部地区社協未設置地域への設置促進やサロン等事業の啓発と事業支援

(2) 福祉教育の推進

福祉講座等の開催と支援

福祉教育人材の育成

教育機関との連携

- ・ボランティア活動普及事業協力校(市内36ヶ所)
- ・福祉作文集の発行と先生を対象とした研修会を開催

(3) ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア情報の収集、発信と活動の企画
- ・ボランティア活動の普及啓発と機材の整備、貸出

ボランティアの発掘養成

ア) ボランティア活動の普及啓発

- ・地域支援事業講座の開催
- ・元気シニアを対象とした講座の開催
- ・点訳、読み聞かせ等技術ボランティア養成講座の開催
- ・夏休みわくわく体験の実施(小学生親子)

イ) ボランティアリーダー等の養成

- ・交流研修会等の開催

ウ) 募金活動等への協力

- ・24時間テレビチャリティー募金活動等への協力
- ・海外支援、災害地への募金活動に協力

ボランティア活動の育成支援

- ・ボランティア連絡協議会等の助成と育成支援
- ・企業等社会貢献活動の推進

災害ボランティアセンターの体制整備

- ・災害時を想定した訓練の実施

(4) 広報啓発活動の推進

広報紙の発行(年3回)

ホームページによる広報啓発

(5) 総合相談(心配ごと相談・法律相談)事業

心配ごと相談所の運営と啓発

- ・生活上の様々な悩みごと相談に応じ、問題解決を図る。
- ・相談日 毎週火 笠間、水 友部、木 岩間
- ・くらし法律講座の開催(相談事例の多いものをテーマ)
- ・相談技法の向上を図る研修会等の実施

法律相談所の運営

- ・法律問題は、弁護士による相談
- ・相談日 毎週金曜日 第1 友部、第2 - 岩間、第3 - 笠間

(6) 資金等貸付事業

生活福祉資金貸付事業(県社協が決定機関)

低所得者・障がい者・高齢者世帯を対象に、総合支援資金、福祉資金、教

育支援資金、不動産担保型生活資金等の貸付により自立促進を図る。

小口資金貸付事業（市社協独自）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった者に金銭貸付または物品援助を行い、生活の安定と自立更生を図る。また、滞納者に対する回収を強化し貸付資金を確保する。

（ 7 ） 配食・会食サービス事業の実施

食事づくりが困難な70歳以上の一人暮らし高齢者等の食生活支援と心のふれあいを目的にボランティアの協力を得て実施

配食：笠間地区 月4回、友部地区 月3回、岩間地区 月4回

手作り弁当の回数を増やすため、男性ボランティアの育成(笠間)

会食：友部地区 月2回

（ 8 ） 福祉用具の貸出・斡旋

車イス、リフト付車両等の貸出と、介護用品の斡旋

（ 9 ） 福祉バスの管理・運営

福祉関係団体等が研修に活用し、より効果的な事業運営の推進
適切な運行管理

（ 10 ） 共同募金、歳末たすけあい配分事業の実施

茨城県共同募金会笠間市支会の運営

募金事業の実施

児童から高齢者福祉事業まで配分、各種ボランティア講座の開催、福祉団体への助成等

歳末たすけあい事業の実施

歳末援護金の支給や小地域活動の支援

3. 受託事業

（ 1 ） 地域ケアシステム推進事業

地域包括支援センターを中心とした関係機関とのネットワークづくり

一人暮らし高齢者や障がい者世帯等へ救急医療キット設置

「在宅ケアチーム員研修会」の開催（年1回）

民生委員・児童委員協議会等との情報交換会の実施

複数の要支援者を抱える世帯(ファミリーケア)の増加による支援強化

（ 2 ） 親子通園事業

就学前の心身の発達に不安をもつ親子への指導・個別発達相談等を充実し、

児童福祉、障がい者福祉を推進

利用者ニーズに対応した体制づくり

笠間地区 「おひさま教室」 笠間保健センターで週2回実施

友部地区 「つくしんぼ教室」 友部保健センターで週3回実施

岩間地区 「すずらん教室」 岩間保健センターで週1回実施

各幼稚園、保育園、関係機関との連携

(3) 在宅福祉サービスセンター事業

高齢者や障がい者、子育て世帯などが日常生活で困っていることを軽減するため、地域住民の支え合いとして、会員の参加と協力により家事援助や移送サービス、子育てサポートの支援

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

いきいき通所事業

- ・閉じこもり予防・認知症予防・生きがいづくり支援の通所事業の実施
- ・利用者に対する効果的かつ効率的なサービスの提供と事業PR
- ・各種ボランティアとの連携や今までのノウハウを生かした運営

ふれあいサポート事業

- ・要支援者及び介護予防対象者に対し、身体介護を含まない生活支援を行い安心して日常生活を過ごすことができるよう支援

(5) 日常生活自立支援事業

専門員、支援員の体制強化

関係機関（笠間市、病院等）との連携

資質向上を図る各種研修会に参加

制度の普及・啓発活動

(6) 生活困窮者自立相談支援事業

生活保護に至る前の生活困窮者(子どもの学習に関することも含め)に対し、民生委員・児童委員協議会等関係機関と連携した支援強化

広報啓発活動

- ・就職支援セミナーの開催
- ・子どもの貧困に関する勉強会の開催
- ・生活に困窮している世帯等への食の支援を行うための食品収集箱「きずなBOX」の設置促進

社会資源の開発と支援メニューづくり

- ・就労支援・・・中間的就労の開拓(ボランティア活動、就労支援B型や

市内福祉施設での就労体験を実施)

(7) 在宅重度障がい者訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者等に訪問入浴サービスを提供し、健康維持及び増進を図る

(8) 障がい者等移動支援事業

障がい者等が社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援

(9) 手話奉仕員養成研修事業(H28年度~H29年度)

手話表現技術を習得し、手話を必要とする方への自立生活支援

4. 介護保険事業、障害者自立支援事業

利用者本位の自立支援を目的とした良質なサービスを提供

介護保険法改正による要支援者等の笠間市介護予防・日常生活支援総合事業に移行する利用者が同様のサービスが継続利用できるサポート体制の確立

要支援者等を対象とした従来型訪問介護相当サービスの実施